

別記様式第1号(第四関係)

霧島市春山地区活性化計画

鹿児島県霧島市

平成28年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	霧島市春山地区活性化計画		
都道府県名	鹿児島県	市町村名	霧島市
地区名	春山地区	計画期間	平成28年～平成32年

目 標 :

観光農業の充実を図る土地利用を推進している春山地区に、産直レストラン・産直販売所を備えた「農業交流施設」、地域で生産された葡萄を利用した「ワイン製造施設」、農業体験が可能な「低コスト耐候性ハウス(省エネルギーモデル温室)」を整備し、地域農産物を施設で利用する事により、地域産物の販売額の増加を図る。さらに、農業交流施設への観光客の誘引やグリーンツーリズム・農業体験などができる宿泊機能を備えた農林業体験施設を整備し、都市との交流や観光客による交流人口の増加を図る。具体的な目標として平成33年度に地域農産物の販売額40,525千円/年、交流人口28.6万人/年を目指す。又、農業交流施設や農林業体験施設の運営に地域住民を積極的に雇用する。交流人口の増加、地域農産物の販売額増加、雇用の創出などの取組みにより春山地区の地域活性化を図る。

目標設定の考え方

地区の概要:

本地区は、霧島市中央部の春山台地に位置し、その大部分が農業振興地域であり、農用地の125.1haは畑と樹園地に形成され、露地野菜、施設野菜、果樹に適した農地として利用されており、現在、葡萄狩り等の観光農園が運営されています。当地区は、国内初の国立公園霧島屋久国立公園から2011年12月に分割決定された、霧島錦江湾国立公園に近接し、北部に霧島連山、南部に始良カルデラ(錦江湾)、国立公園のシンボル桜島を望む台地に位置し、九州自動車道、鹿児島空港、多くの温泉群を有する観光地に隣接する地域であることから、多くの観光客を誘致できる立地条件を有しており、霧島市の市街地に近い事もあって、農業体験など都市との交流が期待できる。

現状と課題

本地区は、都市型農業の特徴的な観光農業の充実を図る土地利用を進めており多くの観光農園が運営されている。その一方で、農業の担い手不足、高齢化による耕作放棄地の増大、耕地利用率の低下が進んでいる。又、観光農園の営業は収穫時期に限定され、さらに観光客を受け入れる機能が十分とはいえ、観光農園としての魅力が乏しいのが現状である。このような中で、地域資源(国立公園・交通の利便性・果樹生産地)等を活かした「農業」と「観光」を連携した取り組みにより、観光農園の充実を図り、基幹産業である農業を通じた、地域農産物の販売額増加、交流人口の増加、雇用促進を図り、定住促進に繋がる地域づくりを推進する必要がある。

今後の展開方向等

- ① 地域農産物、地域特産物を活用した産直レストラン・産直販売所を備えた農業交流施設やワイン製造施設を整備し、観光客の誘引に積極的に取り組み、地域の交流人口の増加、地域農産物等の販売額増加、雇用の創出を図る。
- ② 栽培・収穫等の農業体験者が利用できる、交流の機能や必要最小限の宿泊機能を備えた農林業体験施設を整備することで、都市との交流を通じた交流人口の増加を図る。
- ③ 収穫等の農業体験が出来る、低コスト耐候性ハウス(省エネルギーモデル温室苺栽培ハウス)の整備により、生産した苺を農業交流施設で活用することで、農産物等の販売額増加を図る。さらに、省エネルギーを活用した農業の体験・研修を実施し交流人口の増加を図る。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
霧島市	春山地区	地域資源活用総合交流促進施設 (地域資源活用交流促進施設)	農事組合法人霧島さくら農園	有	ハ	平成28年度 平成30年度
霧島市	春山地区	農林漁業・農山漁村体験施設 (農林業・農山漁村体験施設)	農事組合法人霧島さくら農園	有	ハ	平成29年度
霧島市	春山地区	生産機械施設(活動火山対策) (高生産性農業用機械施設)	農事組合法人霧島さくら農園	有	イ	平成30年度

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
霧島市	春山地区	地域資源活用総合交流促進施設 (地域連携販売力強化施設)	農事組合法人霧島さくら農園	有	平成25年度 整備済
霧島市	春山地区	生産機械施設(活動火山対策事業) (高生産性農業用機械施設)	農事組合法人霧島さくら農園	有	平成25年度 整備済
霧島市	春山地区	地域資源循環活用施設 (リサイクル施設)	農事組合法人霧島さくら農園	有	平成25年度 整備済
霧島市	春山地区	地域資源循環活用施設 (自然・資源活用施設)	農事組合法人霧島さくら農園	有	平成26年度 整備済

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当なし		

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

該当なし

3 活性化計画の区域

春山地区(鹿児島県霧島市)	区域面積	616.0ha
区域設定の考え方		
<p>①法第3条第1号関係:</p> <ul style="list-style-type: none">・当該地区の面積は616haである。内、農用地面積は166ha、森林面積は347haの農林地である。全体の約83.2%を農林地が占める地域である。・当該地区の就業者数は106名である。うち60名が農林水産業に従事しており、その割合は56.6%である。・当該地区春山台地に展開する農用地は、その大部分が畑と樹園地から形成されており、露地野菜、施設野菜及び果樹に適した農地としての利用を推進するとともに、都市型農業としての特徴的な観光農業の充実を図るための土地利用を進めている。・当該地区内では、農業生産法人1社、農事組合法人1団体、国分観光農園農家6戸が果樹栽培による観光農園を経営しており、地区内全体の就業者数は、観光農園に従事している農業従事者がほとんどであることから、農業が地域の基幹を占める地域である。		
<p>②法第3条第2号関係:</p> <p>当該地区において、農業交流施設・農林業体験施設を整備することで、地域農産物の販売増加や雇用創出が図られ、定住人口や交流人口の増加に繋がる。これらにより、地域の基幹産業である農業の充実や国立公園、温泉などの地域資源を活用した地域活性化が図られる。</p>		
<p>③法第3条第3号関係:</p> <p>当該地区は、市街化地域を形成している区域を含まない。</p>		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			
				該 当	な し								

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物			該 当	な し		
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等	<div data-bbox="1173 847 1675 922" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 該 当 な し </div>	
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

活性化計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

- ・交流人口の増加は、地区内の観光農園の来園者数の実績値を検証し、目標達成状況の評価を行う。
- ・農産物等の販売額については、観光農業交流施設での販売額を確認し、目標の達成状況の検証を行う。また、経営に関する専門家等の第三者の意見を踏まえ目標の達成状況の評価を行う。